

業務再点検結果報告

部署名	農村振興局 整備部 水資源課
部署の業務内容	<p>[主な所掌事務]</p> <p>① 農業用水として利用すべき水の農業上の利用の確保に関すること。</p> <p>② 農業水利に関すること。</p> <p>③ 水資源の開発に関する企画及び立案に関すること。</p> <p>④ 土地改良事業を基幹事業とする水資源開発のための地域計画に関すること。</p> <p>⑤ 土地改良事業のうちかんがい排水事業及びその事業計画並びに農業水利施設の保全及び管理に関すること。</p> <p>⑥ 土地改良事業のうち前号に掲げる事業以外の事業(他課の所掌に属するものを除く。)及びその事業計画に関すること。</p> <p>⑦ 土地改良財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>⑧ 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。</p>

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>・政策提案活動での意見交換等の機会での丁寧な対応について取り組んでいる。</p> <p>現在活発な政策提案活動が行われており、事業の制度設計や制度の運用改善に反映させ、その結果について政策提案を受けるという形でチェックを受けている。</p> <p>・当課所管事業の以下の各段階での意見交換等の機会での丁寧な対応について取り組んでいる。</p> <p>【計画段階】</p> <p>調査計画を樹立するにあたって、集落説明会等で計画内容を説明し、意見を伺いながら、地域にとって最適の計画となるよう、農政局等への指導を行っている。また、作成した事業計画については、農家のみならず、一般地域住民に対してその概要を広告・縦覧し、異議申立ができることが法律で定められている。</p> <p>【実施段階】</p> <p>第三者による事業評価を実施し、事業実施の妥当性について総合的かつ客観的な評価を定期的に受けながら事業を実施している。</p> <p>また、事業実施中及び事業実施後において、第三者により定期的に評価を受けるとともに、その結果を公表している。</p>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	

基本的な視点	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<ul style="list-style-type: none"> 要請活動について、政策提案窓口である設計課を通じて、統一的な対応を行うこととしている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業全体の情報を丁寧に発信する観点から、地方行政関係者や土地改良区関係者に対し、定期的開催される予算や制度に関する説明会に参加し、丁寧な説明を行うよう努めている。 地方行政関係者に加え、土地改良区関係者と直接意見交換を行う機会を本省や農政局において定期的開催している。意見交換会等に多数の参加を得て、活発な意見交換会が行われている。 個別の事業実施に当たって、事前・期中・事後のタイミングで事業評価がルール化されている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<ul style="list-style-type: none"> 受益者が特定される土地改良事業の特性を踏まえ、受益者以外の一般国民に対する情報提供等の説明責任の遂行、政策の効用や費用対効果に留意して事業実施している。 品質の良い食料を安定的に供給するためには農業生産基盤の整備・保全が重要であるが、これによりコストが増大するような印象を与えることも想定される。このため、基盤整備や保全の必要性について、広報活動を行い国民の理解が得られるよう丁寧な対応を行っている。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	○	・直接該当するものではないが、良質な農業用水を供給することにより、農業生産の環境の改善に取り組んでいる。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	・国民の健康を守ることを直接の目的としているものではないが、食料の安定供給の基盤となる良質な農業用水の確保により、農村環境の改善と調和に配慮した事業を実施している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×			
影響可能性の確認	○	・直接食の安全に関連したものではないが、引き続き農業用水に係る業務の実施を通じて食料の安定供給に資するよう努めて参りたい。		

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	・ 工事の事前説明が不十分であった。また、工事による被害に対し、迅速な対応が行われていない。	/	・ 早急に事実確認を行った結果、該当する農政局等において、これまでも適宜・適切に対応してきたところであるが、特にご指摘の点を真摯に受け止めて、今後とも事業実施等について理解が得られるよう、迅速かつ丁寧な説明を十分行うよう努めていくこととしている。 また、工事実施に伴う被害に対しては、工事との因果関係が認められるものについてはその都度補償工事を行う等対応してきたところであるが、被害に遭われた方の立場に立って、より迅速な対応に努めてまいります。
		/	
		/	